

大阪市立科学館 広告事業業務委託（概算契約）基本仕様書

1 目的

大阪市立科学館（以下「科学館」という。）の財産を活用した広告事業を行い、自主財源の確保等を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

2 業務概要

（１）業務名

大阪市立科学館 広告事業業務委託（概算契約）

（２）実施場所

大阪市立科学館（大阪市北区中之島四丁目２番１号）

（３）契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（４）業務項目

- ア 広告枠の策定
- イ 広告主の募集・内容精査
- ウ コンテンツの制作・管理
- エ その他、上記業務に付随する業務

（５）基本情報

ア 開館日：別紙１「２０２５年度大阪市立科学館 開館カレンダー」のとおり

イ 開館時間：午前９時３０分から午後５時００分まで

ただし、土、日、祝日等は午後６時００分まで

ウ 年間来館者数：約７０万人（うちプラネタリウム観覧者約４８．８％）

エ 利用媒体：サイネージ

- ・モニターサイズ：５０インチ
- ・設置場所：ホワイエ ３か所（別紙２「平面図」のとおり）
- ・形式：MP４を原則とする
- ・音声：無音

オ 広告時間

プラネタリウム番組の紹介を含む２分３０秒の動画を２種、営業時間中交互に放映しており、その間に３０秒以内の広告を放映すること。

3 業務内容

（１）広告枠の策定

ア 広告事業の構築

１者あたりの放映時間、放映回数、広告掲載料等、広告事業を行う上で必要な事項等を構築すること。

イ 運営方法の構築

広告主の募集方法、周知のスケジュールなど運営に必要な事項等を構築すること。

（２）広告主の募集・内容精査

ア 広告主を募集すること。広告内容は、原則、科学、科学教育、科学技術に関するものとする。

イ 広告内容について、次の各号のいずれかに該当しないか精査すること。

- （ア）法令等に違反するもの
- （イ）公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- （ウ）人権侵害となるもの

- (エ)政治性のあるもの
 - (オ)宗教性のあるもの
 - (カ)社会問題についての主義主張
 - (キ)個人又は法人の名刺広告
 - (ク)良好な景観又は風致を害するもの
 - (ケ)当該広告事業の内容を、発注者が推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - (コ)公衆に不快の念又は危害を与えるもの
 - (サ)社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
 - (シ)発注者の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (ス)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (セ)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (ソ)その他、広告掲載を行う広告として不適当であると発注者が認めるもの
- (3) コンテンツの制作・管理
- ア 広告主から提供された素材等を基に、科学館が提供するサイネージに応じたコンテンツを制作すること。
 - イ 制作したコンテンツを科学館が指定する形式で納入し、掲載について協議すること。
- (4) その他、上記業務に付随する業務

4 業務報告

- (1) 業務報告書（月報）
業務実施状況及び売上の報告書を速やかに科学館へ提出すること。
- (2) その他必要に応じて報告をすべき書類等
※各書式については科学館と受注者が協議して定める。

5 広告料金の確定

受注者は、毎月末までの広告料金について、翌月10日までに科学館へ報告し、確定させなければならない。－

6 広告料金の納入

受注者は、確定された広告料金を、科学館が指定する口座に毎月月末までに支払わなければならない。

7 月額変動業務委託料

月額変動業務委託料は、確定された広告料金に歩合掛率を乗じ、100円未満を切り捨てた金額とする。なお、月額変動業務委託料の支払いについては、発注者と受注者双方協議の上、広告料金と相殺することができる。

8 業務委託料の概算額

業務委託料は、プロポーザル提案時に提示された業務委託料予定総額とする。ただし、その業務委託料予定総額は確約するものではない。また、業務委託契約書（経常型）第38条から第40条、第42条及び第49条中「業務委託料」は「月額変動業務委託料」と読み替える。

9 業務の引継

本契約を終了又は解除する場合において、発注者が契約先を変更するときに必要な引継ぎについては、業務に支障のないよう円滑に行うこと。

10 留意点

- (1) 受注者は、受注決定後、速やかに業務体制を届け出、発注者の承認を得ること。
- (2) 本業務に起因する接客上のトラブル等の事故が発生した時は、一切の責任を受注者が負うものとする。
- (3) 科学館より業務の改善を求められた場合、受注者は誠意をもってこれに対応すること。
- (4) 受注者は、受注者の重大な過失等の理由により、業務が不履行になる事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに科学館に連絡するとともに適切な措置を講じなければならない。
- (5) 業務の履行上、科学館が緊急を要すると認めたときは、科学館は受注者に対し必要な臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において受注者は、その措置の状況または結果について延滞なく科学館に報告しなければならない。
また、受注者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち契約金額に含めることが適当でない部分の費用については、双方協議のうえ負担すべき金額及び支払方法を定めるものとする。
- (6) 緊急時には即座に対応できるよう、常に科学館と連絡が取れるようにしておくこと。
- (7) 本業務と他の業務との関連部分については、それぞれの業務の妨げとならないよう相互に配慮・協力をし、効率的な業務となるよう常に留意すること。
- (8) 受注者は、発注者の許可なく書類の閲覧、複写等の行為を行ってはならない。

11 その他

- (1) 秘密の保持
受注者は、本業務の履行上知り得た発注者の情報を、仕様書に定める以外の目的で利用、第三者に開示若しくは漏えい、又は使用してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。
- (2) 個人情報等の保護
ア 受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性及び大阪市個人情報保護条例の趣旨に十分留意し、個人情報の保護に関する法律および関係法令・例規、ガイドライン等を遵守すること。
イ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前2項を遵守させるために必要な措置を講じること。
- (3) コンプライアンス
ア 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令・例規、社会的規範を遵守すること。
イ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前項を遵守させるために必要な措置を講じること。
- (4) 損害賠償責任
受注者の故意又は重大な過失によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。
- (5) 再委託の禁止
本業務の再委託は認めない。ただし、専門業者等による作業等が必要な場合など、発注者が認めた場合は、その限りではない。
- (6) 権利など譲渡の禁止
受注者は、契約により生じる権利、義務等の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承させ、又は自己若しくは第三者のための担保に供するなど、一切の処分をしてはならない。
- (7) 信用失墜行為の禁止
受注者及び業務従事者は、発注者の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(8) 契約の解除

発注者は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認める場合は、契約期間中であっても契約を解除できるものとする。

(9) その他

ア 基本仕様書と、提案をもとに決定する事項（管理体制、料金体系等）を特記仕様書とし、あわせて本業務の仕様書とする。

イ 本仕様書に記載のない事項についても、発注者が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。

なお、業務内容に疑義を生じた時や不明な点があれば、そのつど協議のうえ決定する。

12 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構

大阪市立科学館総務企画課

所在地：大阪市北区中之島四丁目 2 番 1 号

TEL：06-6444-5656 FAX：06-6444-5657